

看護教員に関わる近年の検討経緯

検討会

平成19年

○看護基礎教育の充実に関する検討会 報告書(平成19年4月16日)

◇学生の看護実践能力向上のため、指定規則等の改正にあわせて専任教員の資質向上について検討し、以下を実施する◇

* 専任教員について

- ・専任教員の要件:保健師・助産師養成所についても専任教員の要件を「保健師(助産師)として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの」を追加
- ・看護師学校養成所の専任教員の人数:現行の「当分の間」、3年課程の専任教員数8人を6人に、2年課程の専任教員数7人を5人とする経過措置については、2年間をもって「当分の間」を削除
- ・学生定員数に合わせた専任教員の増員:保健師・助産師養成所については「保健師(助産師)養成所にあつては、学生定員が40人を超える場合には、学生が20人を増すごとに1人増員する」を追加
- ・専任教員の自己研鑽:「専任教員は専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受け、自己研鑽に努めること」を追加
- ・養成所の「実習指導教員」の配置:「実習施設で学生の指導に当たる教員(実習指導教員)を配置することが望ましいこと。」「特に実習施設が多数に及ぶ場合は確保することが望ましいこと。」を追加



平成20年

○看護基礎教育のあり方に関する懇談会 論点整理 (平成20年7月31日)

◇看護基礎教育の充実を図るためには教員の資質向上をはじめ、そうした教育を提供するのに相応しい体制や環境を整備していく必要と以下の課題が指摘◇

* 教員の資質の向上、教員数の確保について

- ・生徒及び学生への十分な技術指導を行うための教員数の確保(適正な教員配置、教員養成課程のあり方の検討を含む)
- ・教員の実践指導力の維持・向上(最新の知識・技術の獲得等の教員の継続的な能力開発の機会の確保等)
- ・教員の教育力の高度化のため大学院等を含めた教員養成システムの整備・開発
- ・さらなる技術発展・学問的発展のための環境整備



平成21年

○看護の質の向上と確保に関する検討会 中間とりまとめ(平成21年3月17日)

- * 看護教員の専門性を高め、かつ実践能力を保持・向上させていくために、教員の継続教育や高度実践能力を持つ看護職員の教員としての活用などが必要